

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
その翌日)

目 次

- ◇告 示 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律に基づく公聴会の開催
遊漁規則の変更の認可
土地改良区の役員の就退任
土地収用法による事業の認定
- ◇地労委告示 地方労働委員会あつせん員候補者の委嘱及び解任
- ◇正 誤 鳥取県税条例の一部を改正する条例中訂正
鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則中訂正

告 示

鳥取県告示第四百五十四号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第八條ノ二第
四項において準用する同法第一條ノ四第五項の規定に基づき、次のとおり
公聴会を開催するので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和二十

五年農林省令第百八号）第四十六条第一項の規定により告示する。

昭和五十一年六月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鏡ヶ成鳥獣保護区の設定に係る公聴会

一日時

昭和五十一年六月二十五日 午後一時

二 場所

日野郡江府町 江府町役場東庁舎会議室

三 案件

鏡ヶ成鳥獣保護区の設定について

四 公聴会の開催に関する問い合わせ先

鳥取県農林部造林課保護係

鳥取県日野地方農林振興局林業課林政係

鳥取県告示第四百五十五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第三項の規定
に基づき、遊漁規則の変更の認可をしたので、同法同条第七項の規定によ
り、次のとおり告示する。

昭和五十一年六月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一(一) 漁業権者の名称及び住所

湖山池漁業協合組合 鳥取市湖山町一六四〇番地

(二) 漁業権の免許番号

共同漁業権 内共第四号

(三) 認可に係る変更の内容

第十条を第十一條とし、第三條から第九條までを一條ずつ繰り下げ、第二條の次に次の一條を加えること。

(漁具及び漁法の制限)

第三條 漁場区域において引懸(ぞろ)漁法による遊漁は、してはならない。

(四) 変更後の遊漁規則の施行の期日

昭和五十一年六月一日

(一) 漁業者の名称及び住所

千代川漁業協同組合 八頭郡河原町大字河原一三三番地

(二) 漁業権の免許番号

共同漁業権 内共第一号

(三) 認可に係る変更の内容

1 第三條第一項の表中「河舟」を「河舟」に改めること。

河舟
いかり綱五十メートル以内
の無動力船

に改めること。

2 第七條第二項の表を次のように改めること。

区	分	遊漁料
小学生以下の者及び七十歳以上の者	無	料
中学生	一年間 一日限り	四〇〇円 一〇〇円
身体障害者	一年間 一日限り	一、〇〇〇円 三〇〇円

(四) 変更後の遊漁規則の施行の期日

昭和五十一年六月一日

鳥取県告示第四百五十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八條第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同法同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十一年六月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

国府土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 坂 本 源 蔵 岩美郡国府町大字麻生三八二番地

昭和五十一年三月三十日組合員資格喪失のため退任

国府土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事 竹 内 光 男 鳥取市東今在家四一番地

昭和五十一年三月二十九日開催の通常総代会において役員選挙の結果当選し、昭和五十一年四月一日就任 任期昭和五十二年五月二十二日まで

邑美土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 懸 樋 茂 昭 鳥取市国安五六四番地

昭和五十一年三月四日死亡により退任

鳥取県告示第四百五十七号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年六月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 起業者の名称

若桜町

二 事業の種類

花桜町立町民体育館建設工事

三 起業地

1 収用の部分

八頭郡若桜町大字若桜字御構地内

2 使用の部分

なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

若桜町役場

地方労働委員会告示

鳥取県地方労働委員会告示第三号

鳥取県地方労働委員会あつせん員候補者を昭和五十一年五月二十七日委

嘱し、及び解任したので、労働委員会規則(昭和二十四年中央労働委員会規則第一号)第六十八条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年六月四日

鳥取県地方労働委員会会長 下 田 三子夫

一 委嘱

氏名	生年月日	住 所	職 業	電 話 番 号	経 験 及 び 関 歴
由次 操	大八、九、四	鳥取市片原五丁目三六三	鳥取県地方労働委員会事務局長	事務局 (〇八五)六一七五五 自宅 (〇八五)三一三四六	鳥取県企画部統計課長

二 解任

鎌谷平八郎

正 誤

鳥取県税条例の一部を改正する条例(昭和五十一年三月鳥取県条例第八号)中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁	段	誤	正
六	上	一日一人につき	一人一日につき

鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則（昭和五十一年三月鳥取県規則第一号）中次の箇所誤りがあつたので、訂正する。

一	頁		
	段	行	誤
			正
下	終わりから十	「二千七十円」	「二千七十円」

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取県

【定価一部一箇月八百円（送料を含む。）】